

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書	
<b>【提出先】</b>	関東財務局長	
<b>【提出日】</b>	2025年3月26日	
<b>【会社名】</b>	ヤマハ発動機株式会社	
<b>【英訳名】</b>	Yamaha Motor Co., Ltd.	
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 設楽元文	
<b>【本店の所在の場所】</b>	静岡県磐田市新貝2500番地	
<b>【電話番号】</b>	(0538)38-9741	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	人事総務本部長 橋本満	
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	ヤマハ発動機株式会社 人事部 静岡県磐田市新貝2500番地	
<b>【電話番号】</b>	(0538)38-9741	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	人事総務本部長 橋本満	
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式	
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当	292,216,960円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。	
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年3月25日付で提出いたしました有価証券届出書について、2025年3月26日付で有価証券報告書(第90期(自2024年1月1日至2024年12月31日))を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補充情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2025年3月25日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

(添付書類の削除)

2024年12月期(自2024年1月1日至2024年12月31日)の連結業績の概要

自己株券買付状況報告書(自2024年3月1日至2024年3月31日)

自己株券買付状況報告書(自2024年4月1日至2024年4月30日)

自己株券買付状況報告書(自2024年5月1日至2024年5月31日)

自己株券買付状況報告書(自2024年6月1日至2024年6月30日)

自己株券買付状況報告書(自2024年7月1日至2024年7月31日)

自己株券買付状況報告書(自2025年2月1日至2025年2月28日)

自己株券買付状況報告書(自2025年3月1日至2025年3月24日)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部 【参照情報】

（訂正前）

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期(自2023年1月1日 至2023年12月31日) 2024年3月22日関東財務局長に提出

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第90期中(自2024年1月1日 至2024年6月30日) 2024年8月7日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2025年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年3月25日関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2025年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年10月1日関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年3月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年3月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

## 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期(自2024年1月1日 至2024年12月31日) 2025年3月26日関東財務局長に提出

### 2 【半期報告書】

該当事項はありません。

### 3 【臨時報告書】

該当事項はありません。

### 4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

## 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年3月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年3月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。